

業務指示書

中華人民共和国農村汚水処理技術システムおよび管理体系の構築プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年8月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：小規模汚水処理事業設計、維持管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／汚水処理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：汚水処理計画策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中華人民共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：語学評価せず

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 設計・維持管理】

- 1) 類似業務の経験：小規模汚水処理の設計、維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中華人民共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 運営管理】

- 1) 類似業務の経験：小規模汚水処理事業運営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中華人民共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

供与機材：水質測定機器
本適用評価に係る費用

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CNY1 = 16.609 円 , US\$1 = 102.39 円 , EUR1 = 137.18 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 8月27日(水) 16:30～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/汚水処理計画
設計・維持管理
運営管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

39.39 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月8日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
中華人民共和国農村汚水処理技術システムおよび管理体系の構築プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／汚水処理計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	11.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	0.00	0.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	0.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 設計・維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 運営管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

中華人民共和国(以下、中国)の人口約13.4億人のうち、農村生活者は約6.5億人と推定され、その生活排水は毎年90億立方メートルにも達している。この生活排水の大部分は未処理のまま排出されており、農村環境の悪化、農村住民の健康への脅威となっている。さらに、農村住民の収入の持続的な増加及び居住環境の改善に伴い、農村部の1人当たりの水使用量は増加傾向にあり、2007年には農村部で排出された化学的酸素要求量(COD)は、全国総排出量の43.7%を占めるに至るなど農村部における汚水対策の必要性が高まっている。

中国政府は、第12次5カ年計画(全国都市污水处理・再生利用施設建設計画の配布に関する国务院通知(国办发〔2012〕24号)に基づき、これまで都市部に優先的に開発資金を投入し、污水处理場の設置や窒素やリンの除去を可能とする高度化改造を推進してきたが、2010年、全国60数万にのぼる村のうち、96%は污水处理収集・処理システムを有していないなど、農村部の対応の遅れは顕著である。現在、農村部の生活排水による環境負荷は既に都市部を超過しているとされ、今後、第13次5カ年計画の策定・実施に向けて、農村部の污水处理は中国水環境対策の最重要課題となっている。

污水处理事業に係る政策の策定及びその実施については中国・住宅及び都市農村建設部(以下、建設部)の所掌業務である。建設部は都市部の污水处理事業については多数の経験を持つ一方で、農村部の污水处理は、都市部とは異なった特性を有していることから十分な知見を有していない。この状況に対応すべく、中国政府は、我が国の農村污水处理に関する技術や経験の移転を通じて、中国農村部に適した污水处理システムを構築することを目的とした技術協力を日本政府へ要請した。

JICAは、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために2013年5月に詳細計画策定調査を行い、その後、2014年5月にプロジェクト実施に関する合意文書(Record of Discussions: R/D)の署名に至った。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

農村部において、作成された技術指針に基づき污水处理モデル事業が開始される。

(2) プロジェクト目標

第13次5カ年計画の作成に参考となる農村污水处理技術および管理体系のモデルが構築される。

(3) 期待される成果

成果1: 農村部における污水处理改善を目的とした法律や制度、実施体制等が検討され、今後の方針が示される。

成果2: 農村污水处理技術の適用方法、設計・維持管理技術が検討され、今後の方針が示される。

成果3: 農村部における污水处理事業の運営管理を最適化するための体制が強化される。

(4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- (1) 農村部における水環境保全・汚水処理計画に関する法律・政策に関して現状調査を行う。
- (2) 汚水処理（オフサイト、オンサイト）に関する法律・政策に関して現状調査を行う。
- (3) 日本の汚水処理計画に関する法律・政策について、本邦研修及び現地研修を行う。
- (4) 汚水処理に関する法律・政策に関する提言をまとめ、農村汚水処理政策提言書を作成する。
- (5) 提言書に基づき、汚水処理計画及び汚水処理政策・制度に関する普及・啓発活動を行う。

【成果2に係る活動】

- 1) 農村部における汚水処理技術の適用（汚水処理計画；集約処理・分散型処理、汚水収集・処理計画、汚泥処理計画）に関する現状調査を行う。
- 2) 農村部における汚水処理事業のための設計・維持管理（汚水処理、汚泥処理、再利用）に関する現状調査を行う。
- 3) 日本における汚水処理計画策定及び設計・維持管理の技術について、本邦研修及び現地研修を行う。
- 4) 農村汚水処理に関する適用技術の選定及び設計・維持管理マニュアルを作成する。
- 5) モデル市において、マニュアルの適用評価を行う。
- 6) マニュアルに基づき、普及・啓発活動を行う。

【成果3に係る活動】

- 1) 農村部の汚水処理に関する事業運営手法、運営管理実施体制・費用負担に関する現状調査を行う。
- 2) 農村部の汚水処理に関し、住民意識・住民参加・住民公報等に関する現状調査を行う。
- 3) 日本における汚水処理事業の運営管理について、本邦研修及び現地研修を行う。
- 4) 汚水処理事業の運営管理の最適化のための人材育成プログラムを作成する。
- 5) 農村部汚水処理事業の適正な運営管理体制のための提言書を作成する。
- 6) モデル市において、提言書の適用評価を行う。
- 7) 提言書に基づき、普及・啓発活動を行う。

(5) 対象地域

- 1) プロジェクト成果の活用地域：水道施設が整備済又は今後、整備される計画があり、相当量の生活排水が存在するも汚水処理施設が整備されていない地域（本プロジェクトでは上記地域を、便宜上「農村部」とみなす）
- 2) 現状調査対象候補地域：東南地域、北部地域、中西部地域の代表的都市である江蘇省（常熟市）、北京市、四川省（または重慶市）

3) マニュアル等の適用性検討を行うためのモデル市：江蘇省常熟市

(6) 関係官庁・機関

監督官庁：中国建設部村鎮建設司

カウンターパート機関：中国科学院生態環境研究センター、江蘇省住宅及び都市農村建設庁村鎮建設処、江蘇省蘇州市住宅及び都市農村建設局 村鎮建設処、江蘇省蘇州市常熟市住宅及び都市農村建設局 村鎮建設科

3. 業務の目的

「農村汚水処理技術システムおよび管理体系の構築プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2014年5月27日に当機構が中国建設部と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提案を行うことが求められる。JICA は、これら提案について、コンサルタントとの密接な連絡の下、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(2) 法令・規則（政令・省令・決定等）動向の把握・整理

中国においては、汚水処理事業に関連して多くの法令・規則が制定され、制度が導入されている。本プロジェクトは、これら既存制度や法令や計画について、すべからくあるべき望ましい制度に変えていくことを意図するものではなく、第13次5カ年計画の作成や実施を推進するうえで、参考となる知見や経験を成果品（後述）として取り纏めるものである。

実施に際しては、中国の既存の法令・規則類について、その内容、施行状況、課題等を十分把握することに努める。特に2015年1月1日から施行予定の改正環境保護法、また現在、法制度化が進んでいるとされる水污染防治関係計画の策定動向の収集・分析をプロジェクト期間中、継続して実施する。その際、汚水処理事業の規制を担うのは環境保護部であり、環境保護部が一定の役割を担っている現状を踏まえ、環境保護部の政策・計画の動向にも常に注意を払うものとする。

(3) 制度改善への提案のスタンス

前項のとおり、業務の中心は既存制度（法令・規則・計画等）と整合性を図りつつ、13次5カ年計画策定への貢献や同計画完成後の実施体制の構築を目的としたものである。他方、中国国内の汚水処理事業関連の法令・規則等について、その改定が必要とされているものが多く存在していることも事実である。

このため、法令・規則類について、その内容、施行状況、課題等を十分把握した上で、その改定が必要と判断される場合、その制度改善のあり方について、中国側へ積極的に提案することとする。

また前項の「第13次5カ年計画の作成や実施を推進するうえで、参考となる知見や経験を成果品」の範囲に関し、本プロジェクトは農村部（農村部の定義は上述）の生活排水の処理体系構築を行うものである。中国政府は現在、国家最上位政策として、環境対策に取り組んでおり、13億強の人口による環境負荷に効率的に対応する狙いもあり、一定規模の集落に住民を集約する城鎮化（都市化）を進めている。本プロジェクトは城鎮化の政策動向にも整合性を取った検討を行う。

（4）プロジェクト目標の範囲

我が国では生活排水処理施設は、大きく合併浄化槽、公共下水道、農業集落排水の3体系に分類される。中国側の期待は、3体系の一つに留まるものではない。我が国は平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が制定され、経済比較等も踏まえた最適な手法の選択が推進されている。本プロジェクトにおいても、オンサイト・オフサイトの双方を対象とし、中国の社会経済状況や政策動向（城鎮化等）を踏まえた体制の在り方を検討することが必要である。

中国政府関係者は我が国の上記3体系の生活廃水処理体系について、技術レベルは非常に優れている一方で、コスト等、中国には必ずしも適した手法ではないとの見解を有している。本プロジェクトは、我が国の優れた汚水処理の技術的側面のみに着目するのではなく、農村部を対象とした生活廃水処理の社会制度（社会システム）構築の視点が必要である。検討に際しては、以下の「検討の視点」及び別添「日中の役割分担」の範囲に留意しつつ、プロジェクトの実施管理を行う。

なお、検討分野が多岐にわたるため、日中政策立案経験者や研究者の知見や経験を十分に活用し、コンサルタントは、これら有識者のもつネットワークを十分活用し、検討会の共催や共同実証の実施等、有識者との密接な連携の下にプロジェクト実施管理を行う。

「検討の視点」

行政管理（含む政策制度、企業との役割分担、調達システム、資金制度（補助金、料金体系等）、企業の役割（施工・維持管理、投融资モデル）、技術面（規模、要素技術などの標準化）等。なお汚泥処理についても検討に含める。

（5）汚水処理現場での情報収集

中国において農村部の排水処理事業が進展していないことは上述のとおりであるが、現在、急速にキャッチアップが進んでいることも事実である。これまで対策が遅れてきた中国郷鎮レベルの汚水処理事業（多くが日量1,000トン程度）に多数の地場企業が参入し、また多様な事業運営体制や投融资モデルが採用され

ている。本プロジェクトでは、汚水処理事業の現場で実際に生じている課題を幅広く収集、類型化したうえで分析し、事業間で共通する課題への対応策の検討に注力する。(プロポーザルでは中国の既存事業でどのような課題が生じているかについてのコンサルタントの理解、どのような検討アプローチが考えられるかにつき、重点的に記載する)。

(6) プロジェクト実施体制

カウンターパートと日本人専門家チームを中心に業務を遂行する。定期的(少なくとも年1回)に開催する合同調整委員会(Joint Coordination Committee: JCC)で、建設部村鎮建設司及び JICA が共同議長として、プロジェクト監理及び方針を承認する形態を取る。コンサルタントは JCC の日程の調整、モニタリング表等の会議資料の作成をカウンターパートと共に行う。

なお日本側専門家チーム編成について、本プロジェクトでは、上記5.(4)で述べたとおり、我が国の総合的な経験の活用に配慮して行う必要がある。具体的には、中国の汚水処理事業の十分な知見・経験を基礎に、我が国の3体系の行政部門(政府レベルの政策立案や地方政府の計画立案、事業管理)、施設の施工・維持管理、污泥処理を担う企業の育成、人材育成など、我が国の汚水処理事業を支える多様な関係者の知見・経験を総合的に活用する必要がある。

従って、本プロジェクトでは、JICA やカウンターパートとの調整(テーマ選定や派遣時期等の意見交換・確認)を踏まえ、年間3-4名程度(各1週間目安)の短期専門家(業務委嘱ないし契約ベース。調査団としての派遣も含む)を別途、中国に派遣し、当該短期専門家の特定の専門領域に特化した技術移転を行う。業務実施に際しては、同専門家と十分に連携・調整を図り、本業務実施契約の枠組みの下で、短期専門家が業務を実施する形態を取る(右短期専門家は JICA が別途手続きを実施)。

また本コンサルタント契約では、通年のコンサルタントの配置は想定していないが、カウンターパートの業務や再委託先の業務は常時発生するため、中国人の連絡調整員の通年配置(一般現地業務費)を認める。同スタッフは専門家不在期間の業務進捗促進やカウンターパートに対しての窓口役割を担う。その他、通訳(日中間)の配置を一般現地業務費にて認める。

(7) 技術移転の方法

日常的な業務の実施に当たっては、日本側専門家内のみで業務を実施するのではなく、中国側カウンターパートと共同でプロジェクト活動を進めていくことを基本とする。双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設ける。特に成果品の作成作業等にあたっては、カウンターパートや JCC のメンバー等も交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。なお、C/P との役割分担については、別添分担表を参照のこと。

(8) 多様なパートナーとの連携促進

本プロジェクトの実施について、日中の民間企業や学術関係者からの連携への関心も高い。中国で持続可能な生活排水の体制を構築するためには行政部門のみによる検討・実行は十分ではなく、民間企業によるプロジェクトへの貢献(知見・

経験の共有等) や学術関係者による政策提言や技術サポートが不可欠である。

本プロジェクトの実施に際しては、民間企業や学術関係者の外部アドバイザーとしての参画を推奨する。民間企業との連携では、例えば、民間企業等が運営する既存事業からのデータ提供依頼、プロジェクトからの企業や学術関係者向けに政策・制度動向などの情報提供の推進(有用な情報の一元化など)、共同での実証事業と中国政府(含む地方政府)における実証結果の制度化、民間企業との定期連絡協議会の設置等、産学との連携のあり方をプロポーザルにて提案する。

学術関係者との連携に関しては、中国研究者による農村污水处理体制の在り方に係る検討が進みつつある現状、また中国において、学術部門が行う研究及び政策提言が国家・地方政府の政策決定に大きな影響力を持っている現状を踏まえ、5.(4)にて示した「検討の視点」を検証するための共同研究の実施等もプロポーザルにて提案する。広報用も兼ねてプロジェクト概要をまとめたパワーポイント資料(日本語・中国語)を作成し、常時更新を行う。

6. 業務の内容

本業務は2014年9月から2017年9月までの期間に実施する。コンサルタントは、本章に示す想定される活動項目内容を勘案し、本業務を効果・効率的に実施する方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。作業工程はPlan of Operation (PO)を参考にしつつ、作業工程及びプロジェクトの進捗、達成状況を測定・評価する指標についても提案すること。なお、業務開始後にカウンターパートの能力向上度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直しすることができる。想定される以下の業務を通じて、プロジェクト目標を達成するために、最も効果的かつ適切な内容を、具体的にプロポーザルにて提案すること。

【第1年次契約期間：2014年9月～2015年3月】

(1) ワークプランの作成・合意

コンサルタントは契約締結後1か月以内を目途に業務実施に関する基本方針、方法(CD支援の手法を含む)、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等をワークプラン案として、取り纏める。JICAの確認の後、中国側関係者と意見交換し、プロジェクトの全体像を共有、最終的に合同調整委員会にて最終承認を得る。なお、現地関係者との協議においては、中国語版を用意し、合同調整委員会において逐語通訳の配置を行う。

(2) プロジェクト・キックオフ・セミナーの開催支援

プロジェクト・キックオフ・セミナーを開催する。想定される内容は以下のとおり。なお、本セミナーの参加者等とはプロジェクト実施期間中も日常的な情報交換や連携の関係を構築・維持し、5.(8)に記載の連携促進を図る。

目的：プロジェクト開始時に、プロジェクトの目標・成果・活動内容等を発表・意見交換し、中国国内の関係機関との情報交換のプラットフォームを構築する。

開催場所：北京又は江蘇省常熟市

参加者：カウンターパート、JICA 関係者の他、対象地域行政職員、関係政府機関、研究機関・大学、民間企業等（50 名程度）

（3） 中国の法律・政策体系動向、処理施設の現状把握

中国国内の以下の分野についての動向把握を目的とした情報収集を行い、結果を報告書として取りまとめる。同業務は現地再委託（分野や地域に応じて複数の契約も可能）にて中国の研究機関やコンサルタントを活用し、実施することを想定し、必要な経費を積算する。

なお報告書には中国の法律や政策体系に相当する日本の法律制度体系も含める（当該部分はコンサルタントが担当する）。

（動向把握の領域）

水環境保全・汚水処理計画/事業等に関する法律・政策関係、技術選択、設計・維持管理、事業運営管理、実施体制、費用負担、住民意識/参加、広報等、施工業者の選定（業者の事前資格審査、評価制度概要や制度運用状況）、汚泥、料金、技術者育成のための制度等（別添役割分担も参照のこと）

（4） 本邦研修（第一次）の実施

本邦研修の企画・実施を行う。本邦研修の目的及び対象は以下のとおり想定するが、研修の具体的内容について、プロポーザルにて提案すること。

（研修概要）

内容：我が国の汚水処理の政策、計画、設計を中心とした講義及び現地視察

対象者：建設部関係行政機関等、6-7 名

期間：1 週間目安

（5） 大綱（案）の作成

本プロジェクトの活動 1.4、2.4、3.4 及び 3.5（注：Plan of Operation の活動参照のこと）に関し、各成果物の骨子（作成の狙い、目次構成、各章の概要）をまとめた大綱（案）をカウンターパートと協議のうえ作成する。

（6） プロジェクト業務進捗報告書（1 年次）の作成

第 1 年次契約の終了に際し、当該時期までのプロジェクト活用内容（契約上の業務内容のみではなく、当機構が派遣する専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）及び 2015 年 4 月以降の業務計画を含むプロジェクト業務進捗報告書を取りまとめる。

【第 2 年次契約期間：2015 年 5 月～2016 年 3 月】

*なお第 2 年次以降は便宜上、年度ごとに分けて活動を記載したが、年度間で活動を入れ替えることは可能であり、プロポーザルにて提案のこと。

(7) 本編(概要)の作成

上記(5)にて合意した大綱に基づき、本プロジェクトの活動1.4、2.4、3.4及び3.5(注:P0の活動参照のこと)に関連した本編(概要版)の作成を進める。

本編(概要)の作成に際しては、日中の有識者の知見・経験、また必要に応じて共同研究の実施を検討する。

(8) 現地セミナーの実施

以下の概要の現地セミナーを開催する。

目的: 日中の汚水処理政策/計画、事業概要(グッドプラクティスや設計管理等)について解説し、人材育成を図る。本セミナーには、以下(9)の有識者協議会参加と併せ、短期専門家(日本政府、地方自治体等関係者)の招聘を想定する(同短期専門家の派遣費用は、本業務実施契約には含まない)。

開催場所: 北京又は江蘇省常熟市

参加者: カウンターパート、JICA関係者の他、対象地域行政職員、関係政府機関、研究機関・大学等(50名程度)

(9) 大綱及び本編(概要版)に係る有識者協議会

(5)及び(7)にて作成した大綱及び本編(概要版)につき、日中有識者の検討会を開催し、内容について合意を得る。

(10) 本編ドラフトファイナルの作成

本プロジェクトの活動1.4、2.4、3.4及び3.5(注:P0の活動参照のこと)に関し、各成果物のドラフトファイナルをカウンターパートと共に完成させる。その過程で(3)で行った情報収集に関連する追加調査や有識者との不定期の検討会を積極的に開催する。

(11) プロジェクト業務進捗報告書(1.5年次及び2年次)の作成

第2年次契約の中間段階及び終了に際し、当該時期までのプロジェクト活用内容(契約上の業務内容のみではなく、当機構が派遣する専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容)及び2016年4月以降の業務計画案を含むプロジェクト業務進捗報告書を取りまとめる。同進捗報告をJICA出席の下、カウンターパートと協議を行い、内容について合意を得る。(2年次報告書はJCCにて協議する)

【第3年次契約期間: 2016年5月~2017年3月】

(12) 本邦研修(第二次)の実施

本邦研修の企画・実施を行う。本邦研修の目的及び対象は以下のとおり想定するが、研修の具体的内容について、プロポーザルにて提案すること。

(研修概要)

内容: 我が国の汚水処理の運営管理を中心とした講義及び現地視察

対象者: 建設部関係行政機関等、6-7名

期間: 1週間目安

(13) モデル市（江蘇省常熟市）での適用評価の実施

本プロジェクトの活動 2.4（適用技術の選定及び設計・維持管理マニュアル）、及び 3.5（事業の適正な運営管理体制のための提言）に関し、江蘇省常熟市を対象として、右マニュアル及び提言に係る適用評価を行う。適用評価はマニュアル及び提言作成に際して、十分なデータが得られず、この検証が必要な項目を選定して実施する。実施に際してはカウンターパートが全体の運営管理を行い、中国の研究機関や大学等との連携のもと、仮説の検証のための実証事業を行うことを想定し、コンサルタントは実証事業に助言・アドバイスを行う立場として参画する。なお処理施設の JICA 資金を用いた設置は想定せず、既存施設（または中国側が予算負担を行い設置する施設）を活用した運営管理体制や行政のサポート、住民の関与の在り方等、体制面（ソフト面）を中心とした実証を想定している。本適用評価に係る費用（適用評価の在外事業強化費や研究機関への委託経費）は別見積りとする。（ただし、コンサルタントの派遣経費は全体 M/M の中で対応する。本モデル事業は 2016 年 5 月から約 1 年間をかけて行う想定）。

(14) 本編ドラフトファイナルに係る有識者協議会

(10) にて作成した本編ドラフトファイナルにつき、日中有識者の検討会（専門委員会）を開催し、内容について合意を得る。改定が必要となる現行関係規則を整理し、必要な改定事項を提案し、中国側関係者と広く意見交換を行う。

(15) 現地セミナーの実施

以下の概要の現地セミナーを開催する。

目的：日中の汚水処理政策/計画、事業概要（グッドプラクティスや設計管理等）について解説し、人材育成を図る。本セミナーには、以下（9）の有識者協議会参加と併せ、短期専門家（日本政府、地方自治体等関係者）の招聘を想定する（同短期専門家の派遣費用は、本業務実施契約には含まない）。

開催場所：北京又は江蘇省常熟市

参加者：カウンターパート、JICA 関係者の他、対象地域行政職員、関係政府機関、研究機関・大学等（50 名程度）

(16) プロジェクト業務進捗報告書（2.5 及び 3 年次）の作成

第 3 年次契約の中間段階及び終了に際し、当該時期までのプロジェクト活用内容（契約上の業務内容のみではなく、当機構が派遣する専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）及び 2017 年 4 月以降の業務計画を含むプロジェクト業務進捗報告書を取りまとめる。同進捗報告を JICA 出席の下、カウンターパートと協議を行い、内容について合意を得る。（3 年次報告書は JCC にて協議する）

【第 4 年次契約期間：2017 年 5 月～2017 年 9 月】

(17) モデル市（江蘇省常熟市）での適用評価の実施（継続）

第 3 年次に継続して適用評価を実施する。

(18) 本邦研修（第三次）の実施

本邦研修の企画・実施を行う。本邦研修の目的及び対象は以下のとおり想定するが、研修の具体的内容について、プロポーザルにて提案すること。

(研修概要)

内容：我が国の汚水処理政策及び事業を中心とした講義及び現地視察

対象者：建設部関係行政機関等、6-7名

期間：1週間目安

(19) 本編の最終化

モデル市での適用評価で得られた経験や知見を踏まえ、本プロジェクトの活動1.4、2.4、3.4及び3.5（注：P0の活動参照のこと）の成果物を最終化する。その際、この時点での法律や水質汚染防止計画、関係規則との関係で必要な改定のポイント案を提示し、中国側関係者と広く意見交換を行う。

(20) 最終成果総括会の開催

以下の概要の最終成果報告会を開催する。

目的：日中の関係者に対して、最終成果を報告し、成果の中国国内での普及を促進すると共に、日中の汚水処理事業関係者のネットワーキングを促進する。本研修会には、短期専門家（日本政府、地方自治体等関係者）の招聘を検討する（同短期専門家の派遣費用は、本業務実施契約には含まない）。

開催場所：北京

参加者：カウンターパート、JICA関係者の他、対象地域行政職員、関係政府機関、研究機関・大学、民間企業等（100名程度）

(21) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容（契約上の業務内容のみではなく、当機構が派遣する長期専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。同報告書内容は、JCCで報告するものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、それぞれの契約年度におけるプロジェクト事業進捗報告書（最終契約年度はプロジェクト事業完了報告書）とし、以下の「技術協力成果品」を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数など
第一年次	インセプションレポート（IC/R）（含むワークプラン案）	業務開始から約1ヵ月後（2014年10月）	中文 20部（うち先方へ15部） 和文 10部 レポートのCD-ROM（和文・中文）

	プロジェクト事業進捗報告書 (P/R) (1 年次)	2014 年度末 (2015 年 3 月)	中文 20 部 (うち先方へ 15 部) 和文 10 部 レポートの CD-ROM (和文・中文)
	業務完了報告書	第一年次契約終了時 (2015 年 3 月)	和文 10 部 レポートの CD-ROM (和文)
第二年次	プロジェクト事業進捗報告書 (P/R) (1.5 年次及び 2 年次) (2 年次報告書には大綱及び本編(ドラフト)を含む)	第二年次契約中間時点及び終了時 (2015 年 10 月及び 2016 年 3 月)	中文 20 部 (うち先方へ 15 部) 和文 10 部 レポートの CD-ROM (和文・中文)
	業務完了報告書	第二年次契約終了時 (2016 年 3 月)	和文 10 部 レポートの CD-ROM (和文)
第三年次	プロジェクト事業進捗報告書 (P/R) (2.5 年次及び 3 年次)	第三年次契約中間時点及び終了時 (2016 年 10 月及び 2017 年 3 月)	中文 20 部 (うち先方へ 15 部) 和文 10 部 レポートの CD-ROM (和文・中文)
	業務完了報告書	第三年次契約終了時 (2017 年 3 月)	和文 10 部 レポートの CD-ROM (和文)
第四年次	プロジェクト事業完了報告書 (F/R)	第四年次契約終了時 (2017 年 9 月)	中文 40 部 (うち先方へ 30 部) 和文 20 部 レポートの CD-ROM (和文・中文)
	業務完了報告書	第四年次契約終了時 (2017 年 9 月)	和文 20 部 レポートの CD-ROM (和文)

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払う。各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) インセプション・レポート

受注者は、既存資料 (事前調査資料等) を整理分析し、インセプション・レポート (案) を作成し、先方政府ならびに合同調整委員会への説明および内容に関

する協議を行う。また、この協議結果を踏まえたインセプション・レポート（ファイナル）を作成する。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

- 1) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2) プロジェクト実施の基本方針
- 3) プロジェクト実施の具体的方法
- 4) プロジェクト実施体制
- 5) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- 6) 業務フローチャート
- 7) 要員計画
- 8) 先方実施機関便宜供与負担事項
- 9) その他必要事項

(3) プロジェクト業務進捗報告書

受注者は、業務開始後約6ヶ月毎にプロジェクト事業進捗報告書を作成し、カウンターパートへの説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業進捗報告書を修正し、先方及びJICA中国事務所に提出することとする。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

- 1) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- 3) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- 4) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
 - ② 業務フローチャート
 - ③ 詳細活動計画
 - ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - ⑤ 研修員受入れ実績
 - ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
 - ⑦ 合同調整委員会議事録等
 - ⑧ その他活動実績
- 注) ⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(4) プロジェクト事業完了報告書 (F/R)

受注者は、プロジェクト終了までにプロジェクト事業完了報告書を作成し、先方政府ならびに合同調整委員会への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業完了報告書を修正のうえ、JICAが開催する会議でプロジェクト事業完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容について発注者の合意を得ることとする。なお、プロジェクト事業完了報告書には最低限以下の項目を含めることとする。

- 1) プロジェクトの成果一覧
- 2) 活動実施スケジュール（実績）：Plan of Operationに活動実績を記入
- 3) 投入実績
- 4) 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）

- 5) 研修員受入実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等）
- 6) 供与機材実績（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）
- 7) 現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）
- 8) プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
- 9) PDM の変遷（PDM を改訂した経緯がある場合）
- 10) 合同調整委員会開催記録
- 11) プロジェクト目標の達成度（モニタリング結果の概要等）
- 12) 上位目標の達成に向けての提言

(5) 技術協力成果品

- 1) 既存資料・情報の整理・分析を踏まえた調査報告書（和文、中文）
*再委託調査を実施した場合の報告書。再委託を実施しない場合は調査結果をプロジェクト事業進捗報告書に記載のこと。
- 2) 本プロジェクトの活動 1.4、2.4、3.4 及び 3.5 に関する報告（和文、中文）
- 3) 本プロジェクトで作成したワークショップ／セミナー／現地研修教材および報告書
- 4) プロジェクト広報資料

(6) 業務月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を毎月作成し、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS (Work Breakdown Structure)
- 4) 業務フローチャート

以上

別添：日中の役割分担

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2014年9月中旬に開始、期間は約3年間とする。以下、4つの期間に分けて業務を実施する。

- 1) 第一年次：2014年9月～2015年3月
- 2) 第二年次：2015年5月～2016年3月
- 3) 第三年次：2016年5月～2017年3月
- 4) 第四年次：2017年5月～2017年9月

2. 業務量の目途および業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は、下記を目途とする。

第一年次	約 10.60MM
全体	約 39.39MM

(2) 業務従事者の技術分野

本業務は、以下に示す分野を担当する業務従事者を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な業務従事者構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／汚水処理計画（2号）
- 2) 設計・維持管理（3号）
- 3) 運営管理（3号）

なお、本業務は、現地にて通訳（日本語⇄中国語）の雇上を認めるが、業務従事者が中国語能力を有することが望ましい。

3. 相手国側の便宜供与

2013年5月に署名された協議議事録及び2014年5月に署名されたプロジェクトに関する討議議事録に基づく。

4. 配布資料

詳細計画策定調査報告書、討議議事録、協議議事録

5. 現地再委託

コンサルタントは必要と判断した業務を経験・知見を有するローカルコンサルタントや大学関係者に再委託して実施することができる。現地再委託する場合は、再委託する作業の内容と数量、目的、作業計画を理由とともにプロポーザルに明記し、本見積もりに含めて提案すること。現時点で現地再委託を想定

している業務は6.(3)にて記載した「中国の法律・政策体系動向、処理施設の現状把握」である。

また、現地再委託契約にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者との業務の遂行に関しては、現地において適切な監督ならびに指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. 供与機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。なおR/Dで言及している水質測定機器については、プロジェクト開始後、大学や研究機関への再委託との比較を行ったうえで、供与機材又は測定業務の委託を決定する。このため水質測定機器については別見積りとする。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA中国事務所、在中国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

成果・活動	内 容	日本側	日中双方で実施	中国側
成果-1	農村部における汚水処理改善を目的とした法律や制度、実施体系等が検討され、今後の方針が示される。 農村部汚水処理に関連する各種の法律・政策に関する現状調査や各種検討を行い、これらの検討結果を合理的汚水処理整備のための法律・政策に関する提言を汚水処理政策提言書としてとりまとめる			
活動 1-1	農村部における水環境保全・汚水処理計画に関する法律・政策に関して現状調査を行う。 日中双方における農村部水環境保全・汚水処理計画に関する法律・政策に関し、現状調査を行い、日中双方で、両国の現状制度に関する認識を共有し、1-4の政策提言を行うための基礎的検討を行う 主な検討項目 ・環境基本計画、環境基準、モニタリング、水質規制と種々の施策、中央省庁・地方自治体の役割等の状況把握・整理、水質保全のための法律と関連する種々の施策 等	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う現状取りまとめ作業の支援	現状調査 レビュー	レビューを踏まえた中国の現状とりまとめ
活動 1-2	汚水処理(オフサイト、オンサイト)に関する法律・政策に関して現状調査を行う。 日中双方における流域ベースでの汚水処理計画、オフサイトとオンサイト汚水処理に関連する法律・政策に関し、現状調査を行い、両国の現状制度に関する認識を共有し、1-4の政策提言を行うための基礎的検討を行う 主な検討項目 ・汚水整備事業に関する国・市町村の役割、料金制度、除害施設、計画放流水質、(流域別)下水道計画、料金制度、除害施設、オフサイト・オンサイト構造基準、維持管理制度 等	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う現状取りまとめ作業の支援	現状調査 レビュー	レビューを踏まえた中国の現状とりまとめ
活動 1-3	日本の汚水処理計画に関する法律・政策について、訪日研修を行う。 1-1、1-2等に基づいた日本の汚水処理計画に関する法律・政策について、講義・施設見学等を組み合わせた訪日研修を行うとともに、中国側からも訪日期間中、現状報告等を行う。	研修実施(カリキュラム案、講師・施設見学アレンジ 等)	研修カリキュラム検討・協議	参加者選定 研修参加
活動 1-4	汚水処理に関する法律・政策に関する提言をまとめ、農村汚水処理政策提言書を作成する。 1-1、1-2等で実施する農村部水環境保全・汚水処理計画に関する法律・政策の現状調査や基礎的検討に基づいて、中国農村部における合理的・効率的な汚水処理整備を行うための提言をとりまとめる 主な提言項目 ・環境基本計画、環境基準、モニタリング、水質規制と種々の施策、中央省庁・地方自治体の役割等の状況把握・整理、水質保全のための法律と関連する種々の施策 等 ・汚水整備事業に関する国・市町村の役割、料金制度、除害施設、計画放流水質、(流域別)下水道計画、料金制度、除害施設、オフサイト・オンサイト構造基準、維持管理制度 等	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う提言書の作成作業の支援	現状調査結果を踏まえた意見交換・検討	日中による意見交換・検討結果を踏まえた提言書の作成
活動 1-5	提言書に基づき、汚水処理計画及び汚水処理に関する普及・啓発活動を行う 1-4で策定する提言書等に基づいたセミナーを開催する他、小規模なものに関しては、プロジェクト実施中、適宜、プロジェクトの進捗・ニーズに合わせて実施する。	発表講師アレンジ 等	セミナー内容検討・協議	発表講師アレンジ 等

成果・活動	内 容	日本側	日中双方	中国側
-------	-----	-----	------	-----

成果-2	農村汚水処理技術の適用方法、設計・維持管理技術が検討され、今後の方針が示され、これまで重点的に実施されてきた都市部とは異なる特性を有する農村部における特徴を把握するとともに、これらの特徴を踏まえた農村汚水処理技術の適用・設計・維持管理手法に関する現状調査・検討を踏まえ、中国農村汚水処理に関する適用技術の選定及び設計・維持管理マニュアルを作成するものである。また、モデル市において、マニュアルの適用評価を行う。			
活動 2-1	農村部における汚水処理技術の適用(汚水処理計画;集約処理・分散型処理、汚水収集・処理計画、汚泥処理計画)に関する現状調査を行う。	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う現状取りまとめ作業の支援	現状調査 レビュー	レビュー結果を踏まえた中国の現状とりまとめ
主な検討項目	中国農村部における汚水処理技術の適用に当たり、施設設計の基本となる上位計画や、地域条件、整備手法等に関する現状調査を行い、2-4のマニュアル作成を行うための基礎的検討を行う。 ・上位計画(汚濁負荷量削減計画)と地域条件(社会経済・産業条件、所得・生活レベル、健康被害・公衆衛生状況、水源等地域条件 等)、行政サービス区域内での汚水整備事業プライオリティ ・汚水処理事業整備手法(オンサイト・オフサイト 計画区域 計画人口)、 ・オンサイト・オフサイト処理施設の処理性能設定・汚泥収集 等			
活動 2-2	農村部における汚水処理事業のための設計・維持管理(汚水処理、汚泥処理、再利用)に関する現状調査を行う。	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う現状取りまとめ作業の支援	現状調査 レビュー	レビュー結果を踏まえた中国の現状とりまとめ
主な検討項目	農村部における汚水処理事業のための設計・維持管理手法に関する現状把握を行い、2-4のマニュアル作成を行うための基礎的検討を行う。 ・農村部に適した汚水収集管路システム ・オフサイト、オンサイト、分散処理による小規模処理区に適した水処理法と選択指針 ・小規模処理区に適した汚泥収集・処理・再利用法と選択指針 ・オフサイト、分散処理、オンサイトによる管路施設、処理施設、汚泥処理施設の維持管理			
活動 2-3	日本における汚水処理計画策定及び設計・維持管理の技術について、訪日研修を行う	研修実施(カリキュラム案、講師・施設見学アレンジ 等)	研修カリキュラム検討・協議	参加者選定 研修参加
	2-1、2-2等に基づいた日本における汚水処理計画策定及び設計・維持管理の技術について、講義・施設見学等を組み合わせた訪日研修を行うとともに、中国側からも訪日期間中、現状報告等を行う。			
活動 2-4	農村汚水処理に関する適用技術の選定及び設計・維持管理マニュアルを作成する。	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行うマニュアル作成作業の支援	現状調査結果を踏まえた意見交換・検討	日中による意見交換・検討結果を踏まえたマニュアル作成
主な内容項目	2-1、2-2等で実施する日中双方における技術選定や設計、維持管理手法に関する現状調査や基礎的検討に基づいて、中国農村部における適用技術の選定及び設計・維持管理マニュアルを作成する。 ・上位計画(汚濁負荷量削減計画)と地域条件(社会経済・産業条件、所得・生活レベル、健康被害・公衆衛生状況、水源等地域条件 等)、行政サービス区域内での汚水整備事業プライオリティ ・汚水処理事業整備手法(オンサイト・オフサイト 計画区域 計画人口) ・オフサイト、オンサイト処理の処理性能設定・汚泥収集 等 ・農村部に適した汚水収集管路システム ・オフサイト、オンサイト、分散処理による小規模処理区に適した水処理法と選択指針 ・小規模処理区に適した汚泥収集・処理・再利用法と選択指針 ・オフ・オフサイト、分散処理による管路施設、処理施設、汚泥処理施設の維持管理			
活動 2-5	モデル市において、マニュアルの適用評価を行う。	同上	現状調査結果を踏まえた意見交換・検討	日中による意見交換・検討結果を踏まえたマニュアル作成
	2-4で策定するマニュアルをモデル市に適用し、具体的汚水処理施設設計の前段までの各種基礎数値や処理技術・汚泥処理手法の選定、維持管理手法の考え方等について検討を行う。			
活動 2-6	マニュアルに基づき、普及・啓発活動を行う。	発表講師アレンジ 等	セミナー内容検討・協議	発表講師アレンジ 等
	2-4で策定するマニュアル等に基づいたセミナーを開催する他、小規模なものに関しては、プロジェクト実施中、適宜、プロジェクトの進捗・ニーズに合わせて実施する。			

成果-3 農村部における汚水処理事業の運営管理を最適化するための体制が強化される。

	都市部とは異なる特性を有する農村部の特徴に基づいて、使用料や料金制度、管理運営体制等に関する検討を行い、適正な運営管理体制のための提言書を作成する。また、この提言書の適用評価をモデル市において行う。			
活動 3-1	農村部の汚水処理に関する事業運営手法、運営管理実施体制・費用負担に関する現状調査を行う。	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う現状取りまとめ作業の支援	現状調査 レビュー	レビュー結果を踏まえた中国の現状とりまとめ
主な検討項目	農村部における汚水処理に関する事業運営手法、運営管理実施体制・費用負担に関し、現状把握を行い、3-5のマニュアル作成を行うための基礎的検討を行う。 ・事業運営手法(事業委託、包括委託、PFI 等) ・運営管理実施体制(広域管理、遠方監視制御、巡回管理、定期的管理 等) ・費用負担(補助金制度、料金制度、費用負担原則 等)			
活動 3-2	農村部の汚水処理に関し、住民意識・住民参加・住民広報等に関する現状調査を行う。	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う現状取りまとめ作業の支援	現状調査 レビュー	レビュー結果を踏まえた中国の現状とりまとめ
主な検討項目	農村部の汚水処理について、住民意識や住民参加、住民広報等に関する手法について、現状把握を行い、両国の現状制度に関する認識を共有し、3-5のマニュアル作成を行うための基礎的検討を行う。 ・汚水処理事業における料金水準の適用可能性 ・汚水整備事業における住民支払い意志、価格妥当性等に関する検討 ・汚水処理広報に関する状況把握。			
活動 3-3	日本における汚水処理事業の運営管理について、訪日研修を行う。	研修実施(カリキュラム案、講師・施設見学アレンジ 等)	研修カリキュラム検討・協議	参加者選定 研修参加
	3-1、3-2等に基づいた日本における汚水処理計画策定及び設計・維持管理の技術について、講義・施設見学等を組み合わせた訪日研修を行うとともに、中国側からも訪日期間中、現状報告等を行う。			
活動 3-4	汚水処理事業の運営管理の最適化のための人材育成プログラムを作成する。	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う人材育成プログラム作成作業の支援	現状調査 レビュー	レビュー結果を踏まえた人材育成プログラムの作成
	日本における汚水処理事業の資格・人材育成プログラム(下水道計画・設計・建設、維持管理・事業経営等に関する資格制度と研修制度、浄化槽設置・管理等に関する資格者制度と研修制度)等を参考としつつ、中国農村部における汚水処理事業の運営管理の最適化のための人材育成プログラムを検討・作成する。			
活動 3-5	農村部汚水処理事業の適正な運営管理体制のための提言書を作成する	日本の現状紹介、関連資料の提供及び助言等、中国側が行う提言書作成作業の支援	現状調査結果を踏まえた意見交換・検討	日中による意見交換・検討結果を踏まえた提言書の作成
想定される提言内容	3-1、3-2、3-3等で実施する事業運営手法や住民意識、人材育成プログラム等に関する現状調査や基礎的検討に基づいて、中国農村部汚水処理事業の適正な運営管理体制のための提言書を作成する。 ・事業運営手法(事業委託、包括委託、PFI 等)、 ・運営管理実施体制(広域管理、遠方監視制御、巡回管理、定期的管理 等) ・費用負担(補助金制度、料金制度、費用負担原則 等) ・汚水処理事業における料金水準の適用可能性 ・汚水整備事業における住民支払い意志、価格妥当性等に関する検討。 ・汚水処理広報に関する状況把握。 ・汚水処理事業計画・設計・建設、維持管理・事業経営等に関する資格者・研修制度			
活動 3-6	モデル市において、提言書の適用評価を行う。	同上	現状調査結果を踏まえた意見交換・検討	日中による意見交換・検討結果を踏まえた提言書の作成
	3-5で策定するマニュアルをモデル市に適用し、具体的な汚水処理事業を実施する前段までの事業運営制度等について事前検討を行う。			
活動 3-7	提言書に基づき、普及・啓発活動を行う。	発表講師アレンジ 等	セミナー内容検討・協議	発表講師アレンジ 等
	3-5で策定する提言書に基づいたセミナーを開催する他、小規模なものに関しては、プロジェクト実施中、適宜、プロジェクトの進捗・ニーズに合わせて実施する。			

(注1)「日中双方で実施」としている現状調査については、中国科学院生態環境研究センターが直接調査を実施する場合と、プロジェクトから現地の会社に委託して調査を行う場合はがある。委託して調査を実施する場合は、JICAプロジェクト予算から支出する。

(注2)各成果品の作成については、中国側が主体的に行い、日本側は日本の経験に基づく情報提供、助言等の作成支援を行うことを原則として協力を進める。なお、成果品に記載される内容によっては、一部日本側が主体的に作成することもあり得る。具体的には、成果品の目次案を検討する際に日中関係者間で協議して役割分担を決める。